

改定後	改定前
<p>第12条（カード利用の断り及び一時停止、会員資格及び使用者資格の取消等） （略）</p> <p>4. (11) 当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の（イ）から（ホ）に掲げる行為その他<u>これらに準じる</u>当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合（第三者を利用して行った場合を含む） （略）</p> <p>5. 当社は、会員又は使用者が前項第9号、<u>第10号または第11号</u>の事由に該当した場合、会員及び使用者の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに会員資格又は使用者資格を取消することができるものとし、当社と会員及び使用者とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。 （略）</p>	<p>第12条（カード利用の断り及び一時停止、会員資格及び使用者資格の取消等） （略）</p> <p>4. (11) 当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の（イ）から（ホ）に掲げる行為その他当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合（第三者を利用して行った場合を含む） （略）</p> <p>5. 当社は、会員又は使用者が前項第9号<u>または第10号</u>の事由に該当した場合、会員及び使用者の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに会員資格又は使用者資格を取消することができるものとし、当社と会員及び使用者とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。 （略）</p>